

追悼



故 高木 新二郎 会員 (15期)
2018年8月19日逝去・82歳

高木新二郎先生の業績 — 弁護士任官者の先駆けとして

弁護士任官推進委員会委員 水野 邦夫 (29期)

本年8月、高木新二郎先生のご逝去の報に接しました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

高木先生は、言うまでもなく倒産法の大家であり、理論面における著書も数多く、また、実務面でも数多くの倒産事件の処理に携わってこられました。もう一つ、先生の生涯において大きな足跡を残されたものとして、先生が弁護士任官の先駆けとして大活躍をされたということが挙げられると思います。私は弁護士任官者として高木先生の後輩に当たりますが、高木先生の業績を偲び、後に続くことが期待される若手の皆さんにご紹介をしたいと思います。

弁護士任官を決意された当時、高木先生は、弁護士として既に実績を積み、事務所の経営者として安定した地位を築いておられました。1988年10月、高木先生が東京高裁判事として任官された時、少なからぬ方が驚かれたのではないのでしょうか。高木先生は、当時、53歳でいらっしゃったのですが、ご自身の著書「随想弁護士任官裁判官」(商事法務研究会)にこの時の心境を、弁護士としての実績に対する自分なりの満足感や今後はこれまでしてきたような激しい仕事のやり方を変えていかなければならないのではないかとの思いがあったということとともに「一つしかない人生をやりたいことを全部やって思いっきりエンジョイしたい」という気持ちがあったと述懐しておられます。当時の弁護士任官は、矢口洪一最高裁長官の強い意向でスタートするという時期にあたり、制度的には未整備な状態でした。そのような中で高木先生が弁護士任官者第1号として任官をされたのですが、先生としても大きな決断をされたことと思いますし、また、先生の決断が全国の弁護士に大きな刺激を与えたことは間違いありません。

任官後は、1年で東京地裁破産部に異動して先生

の得意分野である破産事件を手掛けられた後、同地裁民事通常部の部総括を5年余り務められ、その後、山形地家裁所長、新潟地裁所長を歴任され、東京高裁民事部の部総括に着任後、退官をされました。

高木先生の裁判官としての訴訟指揮について、代理人弁護士の仕事に少しでもおかしなところがあると大変厳しい態度で接しておられたと仄聞したことがあります。そのためか先生の裁判官としての評価は、弁護士の間では毀誉褒貶相半ばするものがあったことは事実ですが、先生の厳しさは、弁護士という仕事に対する強い思いと使命感が自ずと表れたものだったのではないのでしょうか。

一方、高木先生は、裁判官になられてからも公私ともに自然体で過ごしておられたようです。偶然にも私は、高木先生が山形地家裁の所長に着任されてから約16年後に同じ山形地家裁の所長に着任しましたが、高木先生が裁判所内外の方々に変な気さくに話しかけられていたというエピソードを当時の職員からいくつも聞きました。これは、後輩の私にとっても大変感じ入るところが多い逸話として印象に残っております。

最後に上記の高木先生の著書から印象に残った言葉をご紹介します。「世の中にはたくさんの常識があるし、わからないことがたくさんあるのだということがわかっていることが必要です。弁護士経験者にはそういうことが肌でわかっている人が多いかもしれませんが。そういう弁護士経験者も含めた中身の濃い人生経験をした人が裁判官になって、そういうことを若い裁判官に日頃教えてあげることができれば裁判所の雰囲気も随分変わると思います。」

高木先生が切り開いた道を多くの後輩弁護士が歩むことを願ってやみません。